

# 国際協力事業團外移住事業団内旅費規程

受入 月日	84.8.20	000
		23.4
登録No.	13255	EM

(昭和38年 月 日)  
(規程 第 2 号)

## (目的)

第 1 条 海外移住事業団(以下「事業団」という。)の役員及び職員(以下「職員」という。)が、事業団の用務のため、本邦内を旅行するときは、別に定める場合を除き、この規程の定めるところにより、旅費を支給する。

2 事業団職員以外の者で事業団の用務のために旅行する者に対しては、別に定める場合を除き、この規程の定めるところにより、旅費を支給する。

## (用語の定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 出張 職員が事業団の用務(以下「用務」という。)のため、一時その在勤個所を離れて旅行することをいう。
- (2) 赴任 転勤を命ぜられた職員が、その転勤にともなう移転のため旧在勤個所から新在勤個所に旅行することをいう。
- (3) 帰住 職員が退職し又は死亡した場合において、その職員もしくはその扶養親族又はその遺族が生活の根拠地となる地に旅行することをいう。
- (4) 扶養親族 職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によって生計を維持している者をいう。
- (5) 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。

## (費の支給)

- 3 条 職員が出張し、又は赴任した場合には、その職員に対し旅費を支給する。



- 2 職員、その扶養親族又はその遺族が、次の各号に該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。
- (1) 職員が出張もしくは赴任のための旅行中に退職又は休職となった場合（当該事由にともなう旅行を必要としない場合を除く。）には当該職員
  - (2) 職員が出張又は赴任のための旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族
  - (3) 勤続2年以上の職員が死亡した場合において、当該職員の本邦にある遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族
- 3 職員以外の者が、事業団の依頼又は要求に応じ、用務を遂行するため旅行した場合には、その者に対し旅費を支給することができる。
- 4 この規程により旅費の支給を受けた者が、自己の責に帰せざる理由により旅費の全部又は一部を喪失した場合には、次の各号に定める額を支給することができる。
- (1) 現に所持していた旅費額（切符額を含む。）の全部を喪失した場合には、その喪失したとき以後の旅行を完了するため、この規程の定めにより支給することのできる額。
  - (2) 現に所持していた旅費額の一部を喪失した場合には、前号に規定する額から喪失を免かれた旅費額（切符類については、購入金額のうち、未使用部分に相当する金額）を差引いた額
- 5 この規程により旅費の支給を受けることができる者が、その出発前に第4条第3項の規定により旅行命令等を取消され、又は旅行命令権者の許可を取消され、もしくはその者又はその者の扶養親族が死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額で、次の各号に定めるものを旅費として支給することができる。
- (1) 鉄道賃、船賃、航空賃又はホテル、旅館その他の宿泊施設の利用を予約するため支払った金額で、所要の払戻し手続をとったにもかかわらず、払戻しを受けることができなかつた額。ただしその額は、その

支給を受ける者が当該旅行についてこの規程により支給を受けることができた鉄道賃、船賃、航空賃、車賃又は宿泊料の額をそれぞれこえることができない。

- (2) 赴任に伴う住所又は居所の移転のため支払った金該で、当該旅行についてこの規程により支給を受けることができた移転料の額の3分の1に相当する額の範囲内の額
- (3) 扶養親族移転料については、前号に準じて計算した額

(旅行命令等)

第 4 条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、理事長またはその委任を受けた者(以下「旅行命令権者」という。)によって行なわれなければならない。

- (1) 前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令
- (2) 前条第3項の規定に該当する旅行 旅行依頼
- 2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては用務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。
- 3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等を変更し、又は取消す必要がある場合には、自ら又は第5条第1項もしくは第2項の規定による旅行者の申請にもとづき、これを変更しまたは取消すことができる。
- 4 旅行命令を発する場合(その変更を含む。以下同じ。)旅行命令権者は、旅行命令書(別紙様式第1号)に当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない。ただし、緊急やむを得ない事由により口頭その他の方法により旅行命令等を発する場合には、爾後できるだけすみやかに本項前段に基き正式に発令するものとする。

(旅行命令の変更)

第 5 条 旅行者は、用務上の必要、天災その他やむを得ない事情により旅行命令に従って旅行することができない場合は、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令の変更の申請をしなければならない。

- 2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令に従わぬで旅行した後、できるだけすみやか



に旅行命令権者に旅行命令の変更を申請しなければならない。

3. 旅行者が前2項の規定による旅行命令の変更の申請をせず、又は申請したが、その変更が認められなかつた場合において、旅行命令に従わないで旅行したときは、当該旅行者は旅行命令に従つた限度の旅行に対する旅費についてのみ支給を受けるものとする。

(旅費の種類)

- 第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当及び扶養親族移転料とする。
2. 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
3. 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
4. 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。
5. 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、実費額により支給する。
6. 日当は、旅行中の日数に応じ1日当りの定額により支給する。
7. 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当りの定額により支給する。
8. 食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ1夜当りの定額により支給する。
9. 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程に応じ一定距離当りの定額により支給する。
10. 着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について定額により支給する。
11. 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について支給する。
12. 旅行のうち第22条に規定する旅行については、第1項に掲げる旅費に代え、日額旅費を支給する。

(鉄道賃)

- 第7条 鉄道賃は、旅程料数に応じ、次の各号に従いこれを支給する。
- (1) 運賃等級を2以上等級に区分する路線による旅行の場合には、次に規定する旅客運賃

ア・役員並びに 5 級以上及びその他理事長が特に必要と認める者については、1 等の旅客運賃

イ・その他の職員については 2 等の旅客運賃

(2) 旅客運賃の等級を設けない路線による旅行の場合には、その乗車に要する旅客運賃

(3) 座席指定料金を徴する列車を運行する路線による旅行の場合には、旅行命令権者が必要と認め、これを利用する場合に、その座席指定料金の実費額

(4) 急行料金を徴する列車を運行する路線による旅行の場合には、前 3 号に規定する旅客運賃のほか、次に規定する急行料金

ア・第 1 号の規定に該当する路線による旅行の場合には、これらの規定による旅客運賃の等級と同一等級の急行料金

イ・第 2 号の規定に該当する路線による旅行の場合には、その乗車に要する急行料金

2. 前項第 4 号に規定する急行料金は、次の各号の一に該当する場合に限り支給する。

(1) 特別急行列車を運行する路線による旅行で片道 300 キロメートル以上のもの。

(2) 普通急行列車又は準急行列車を運行する路線による旅行で片道 100 キロメートル以上のもの。

#### (船 貨)

第 8 条 船貨は、旅程杆数に応じ、次の各号に従い、これを支給する。

(1) 旅客運賃の等級を 2 以上の等級に区分する船舶による旅行の場合には次に規定する旅客運賃

ア・役員並びに 5 級以上及びその他理事長が特に必要と認める者については最上級の運賃

イ・その他の職員については、最上級の直近下位の運賃

(2) 旅客運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する船貨

(3) 用務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前 2 号に

規定する旅客運賃の外、現に支払った寝台料金  
(航空賃)

第 9 条 空路旅行については、理事長が緊急の用務又は天災その他やむを得ない事情により、航空機の利用を許可した場合に限り、支給することができるものとする。

この場合の航空賃は、実費額により支給する。

(車 貨)

第 10 条 車賃の額は実費額による。

(日 当)

第 11 条 日当の額は、別表第 1 の定額による。

2. 鉄道は 100 キロメートル未満、水路 50 キロメートル未満又は陸路 25 キロメートル未満の旅行の場合における日当の額は、用務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合を除く外、前項の規定にかかわらず、同項の定額の 2 分の 1 に相当する額による。
3. 鉄道、水路又は陸路にわたる旅行については、鉄道 4 キロメートル、水路 2 キロメートルをもって、それぞれ陸路 1 キロメートルとみなして、前項の規定を適用する。

(宿泊料)

- 第 12 条 宿泊料の額は、宿泊先の区分に応じた別表第 1 の定額による。
2. 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、用務上の必要又は天災その他やむを得ない事情に因り上陸又は着陸して宿泊した場合に限り支給する。

(食卓料)

第 13 条 食卓料の額は、船賃もしくは航空賃のほかに別に食費を要する場合、又は船賃もしくは航空賃を要しないが、食費を要する場合に限り、別表第 1 の定額による。

(移転料)

第 14 条 移転料の額は、次の各号に規定する額による。

- (1) 赴任の際、扶養親族を移転する場合には、旅行命令権者の許可をうけて旧勤務地から新勤務地までの路程に応じた別表第 2 の定額による。

- (2) 赴任の際、扶養親族を移転しない場合は、前号に規定する額の2分の1に相当する額
- (3) 赴任の際、扶養親族を移転しないが、1年以内に1回に限り後日扶養親族を移転する場合には、前号に規定する額に相当する額

(着後手当)

第 15 条 着後手当の額は、新勤務地の存する地域に定められた日当及び宿泊料定額の5日5夜分に相当する額とする。

ただし、移転の路程が鉄道50キロ未満の場合は、3日3夜とする。

(扶養親族移転料)

第 16 条 扶養親族移転料は、次の各号の一に該当するときに支給する。

- (1) 赴任の際、扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴するとき。
  - (2) 赴任の際、扶養親族を随伴せず、後日同一在勤地につき1年以内に1回に限り、扶養親族を在勤地に呼び寄せるとき。
2. 扶養親族移転料の額は、その移転の際ににおける年令に従い、次の区分に規定する額による。
- (1) 12才以上の者については、その移転の際ににおける職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の2に相当する額
  - (2) 12才未満6才以上の者については、前号に規定する額の2分の1に相当する額
  - (3) 6才未満の者については、その移転の際ににおける職員相当の日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の1に相当する額。ただし、6才未満の者を3人以上随伴する時は、2人ごとにその移転の際ににおける職員相当の鉄道賃及び船賃の2分の1に相当する金額を加算する。
3. 職員が赴任を命ぜられた日において、胎子であった子を移転する場合においては、扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして、前項の規定を適用する。

(旅費の計算)

第 17 条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場

合の旅費により計算する。ただし、用務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

第 18 条 旅費計算上の旅行日数は、旅行のために現に要した日数による。ただし、用務上の必要または天災その他やむを得ない事情により要した日数を除く外、鉄道旅行にあっては 400 キロメートル、水路旅行にあっては 200 キロメートル、陸路旅行にあっては 50 キロメートルについて 1 日の割合をもって通算した日数をこえることができない。

2. 前項但書の規定により通算した日数に 1 日未満の端数を生じたときは、これを 1 日とする。

第 19 条 旅行者が一同地域に滞在する場合における日当及び宿泊料は、その地域に到着した日の翌日から起算して滞在日数 30 日をこえる場合には、そのこえる日数について定額の 10 分の 2、滞在日数 60 日をこえる場合には、そのこえる日数について定額の 10 分の 3 に相当する額をそれぞれの定額から減じた額とする。

2. 同一地域に滞在中、一時他の地に出張した日数は、前項の滞在日数から除算する。

#### (旅費の請求及び精算手続)

第 20 条 旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた者は、その精算をしようとする者は、別紙様式第 2 号による内国旅費概算精算書に必要な書類を添えて、当該旅費の担当部課に提出しなければならない。

2. 前項後段の精算は、当該旅行の完了した日の翌日から起算して 2 週間以内に行なわねばならない。

#### (職員以外の者の旅費)

第 21 条 第 3 条第 3 項の規定により支給する旅費は、旅行命令権者が用務の内容及び職員との均衡を勘案の上、相当階級に応じた職員相当の旅費とする。

#### (日額旅費)

第 22 条 第 6 条に掲げる旅費に代え、長期の講習、訓練その他、当該

旅行の性質上日額旅費を支給することを適當と認める場合については、別に定める日額旅費細則により支給するものとする。

(退職者の旅費)

第 23 条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

- (1) 職員が出張中退職等になった場合には、次の規定する旅費ア、退職等となった日(以下「退職等の日」という。)にいた地から退職等の命令の通達をうけ、又はその原因となった事実の発生を知った日にいた地までの前職務相当の旅費イ、退職等を知った日の翌日から3月以内に出発して当該退職に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した退職等を知った日にいた地から旧勤務地までの前職務相当の旅費
- (2) 職員が赴任中に退職等になった場合には、赴任の例に準じ、かつ新勤務地を旧勤務地とみなして、前号の規定に準じて計算した旅費

(遺族の旅費)

第 24 条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

- (1) 職員が出張中に死亡した場合には、死亡地から旧勤務地までの往復に要する前職務相当の旅費
- (2) 職員が赴任中に死亡した場合には、赴任の例に準じて計算した死亡地から新勤務地までの前職務相当の旅費
- 2 本邦に出張中の外国在勤の職員が、第3条第2項第2号の規定に該当する場合において同号の規定により支給する旅費は、当該職員の本邦への出張における出張地を旧在勤地とみなして、前項第1号の規定に準じて計算した旅費
- 3 遺族が前項に規定する旅費の支給をうける順位は、第2条第1項第5号に掲げる順位により、同順位者がある場合には年長者を先にする。
- 4 第3条第2項第3号の規定により支給する旅費は、第16条第1項第1号の規定に準じて計算した居住地から居住地(外國に居住する場合には、本邦における外國への出発地)までの鉄道賃、船賃、車賃及び食卓

料とする。

この場合において、同号中「赴任の際」とあるのは、「職員が死亡した際」と読み替えるものとする。

(旅費の調整)

第 25 条 旅行命令権者は、当該旅行における特別の理由により、又は当該旅行の性質上この規定による旅費を支給した場合には不當に旅行の実費をこえた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費をこえることになる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

(特例事項)

第 26 条 この規定に定めるもののほか、旅費の支給について必要な事項は、國家公務員等の旅費に関する法律を準用する。

附 則 1. この規程は昭和38年7月15日から施行する。

2. この規程は、施行の日以後に出発する旅行から適用する。

## 別表 1

## 日当、宿泊料、食卓料

区分	日 当 (1日につき)	宿泊料(1夜につき)		食卓料 (1夜につき)
		甲地方	乙地方	
役員	900	3,000	2,500	900
1級の者	700	2,700	2,200	700
2級及び 3級の者	600	2,400	1,900	600
4級の者	500	2,100	1,600	500
5級以下の者	400	1,900	1,400	400

- 備考 1. 宿泊料の項中、甲地方とは東京都、大阪市、名古屋市、  
 京都市、神戸市、横浜市、福岡市及び北九州市をいい、  
 乙地方とはその他の地域をいう。
2. 鉄道、船舶旅行の宿泊は、乙地方の額による。

別表 2

## 移 転 料

区分	鉄道 50Km未満	鉄道 50Km以上 100Km未満	鉄道 100Km以上 300Km未満	鉄道 300Km以上 500Km未満	鉄道 500Km以上 1000Km未満	鉄道 1000Km以上 1500Km未満	鉄道 1500Km以上 2000Km未満	鉄道 2000Km以上
役員	円 24,000	円 28,000	円 34,000	円 38,000	円 54,000	円 70,000	円 88,000	円 110,000
1級の者	21,600	25,200	30,600	34,200	48,600	63,000	79,200	99,000
2級の者	20,400	23,800	28,900	32,300	45,900	59,500	74,800	93,500
3級の者	19,200	22,400	27,200	30,400	43,200	56,000	70,400	88,000
4級の者	16,800	19,600	23,800	26,600	37,800	49,000	61,600	77,000
5級以下の者	14,400	16,800	20,400	22,800	32,400	42,000	52,800	66,000

備考 路程の計算については、水路及び、陸路4分の1キロメートルをもって、  
それぞれ鉄道1キロメートルとみなす。

(様式第1号)

出張命令（依頼）書

昭和 年月日  
昭和 年月日決裁  
起案者

理事長 理事	経務部長	財務部長	所属部長	起案者
	総務課長	会計課長	所属課長	
	人事担当者	予算課長		
受命者		氏名	①	
用務		出張期間	自昭和年月日(始日)	
出張地		到着地	用務先	備考
出 張 計 画	出发地 日時 日時 日時 日時	到着地 日時 日時 日時 日時	用務先 日時 日時 日時 日時	所要{核算}旅費 支出科目 精算過不足額

備考 旅行命令等変更の場合には朱書きすること。

## (様式第2号)

## 内 国 旅 費 概 算 書

		概算額				追給額				返納額				用務				宿泊料					
		年	月	日	時	刻	到着地	宿泊地	鉄道	(船)	貨物	航空費	その他交通費	日	当	日	夜	日	夜	日	夜	円	
		年	月	日	時	刻	路	路	運賃	荷	急行料金	計	料	料	料	料	料	料	料	料	料	料	円
																							円
		合																					
		計																					
出納印	帳算	上記のとおり請求します。 上記の金額受領しました。	昭和年月日	上記の金額精算しました。	昭和年月日	備考																	

備考  
 1. 本様式は、便送に従い不用の文字は抹消して使用すること。  
 2. 食卓料を支給した場合は備考欄に記入すること。

